

概要版

第6次 檜原村 総合計画

自然に育まれ
活力と幸せあふれる檜原村

東京都西多摩郡檜原村

村長あいさつ



檜原村は、有史以来、合併も分村も行われていない全国的に珍しい村です。村の清流や森林などの大自然、先人たちが脈々と築いてきた村の暮らしを未来に残すためにも、村民一人ひとりが村に愛着と誇りをもって安全・安心に暮らせることが大切です。

全国的に人口が減少するなか高齢化比率が年々上昇する村にあっては、人口減少に歯止めをかけるべく、第5次総合計画に掲げた少子高齢化対策、森林環境整備の推進などを踏襲しながら、自然環境の保全、子育て支援の充実、地域特性を生かした農林業の活性化、移住環境の整備・充実の推進など各種施策をさらに加速することが急務です。

社会情勢が目まぐるしく変化する状況下において、今後10年間の指針となる第6次総合計画は、令和16年度を目標年次として村の将来像を「自然に育まれ 活力と幸せあふれる 檜原村」とし、村の大自然を敬う心を尊重し村民の皆様が活気にあふれ笑顔で暮らせる檜原村をめざします。

さらに、自然と共生した快適な生活基盤づくり、ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり、地域で育む個性と活力の産業づくり、村を担う未来に向けた人づくり、村民主役の参加と協働の村づくりを柱に、ひらかれた村政実現のため村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら各種施策を強力に展開していきます。

最後に、計画策定に携さわっていただき貴重なご意見を頂戴した審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

 檜原村長
吉本 昂二

計画の概要

1. 策定の目的

村では、昭和 47 年(1972 年)「第 1 次檜原村総合計画」を策定して以来、5 回に渡って計画を策定し、平成 26 年(2014 年)「第 5 次檜原村総合計画」では、第 4 次計画からの村づくりの将来像「森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村」を引継ぎ、村づくりの各種施策を進めてきました。

本計画は、「第 5 次檜原村総合計画」の計画期間の満了と各施策の進捗や村づくりの現状と課題、社会情勢の変化を踏まえ、村の目指すべき姿に向けた総合的、長期的な視点での施策方針を定めます。

2. 計画の位置づけ

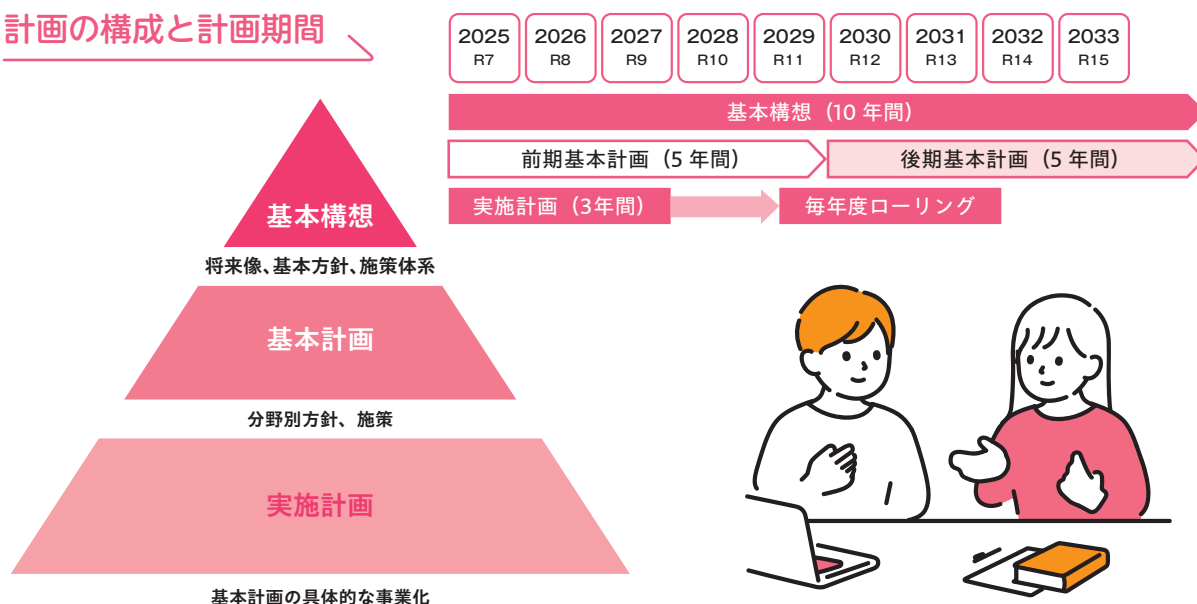
本計画は、村づくりを進めるにあたり最も基本となる計画で、各種の分野計画の上位計画として位置づけられるとともに、国や都、周辺市町村に村づくりの基本指針として示されるものです。

平成 23 年(2011 年)に地方自治法の改正があり、市町村基本構想の策定義務はなくなりましたが、檜原村の村づくりの意志として本計画を策定し、今後 10 年間の村づくり事業や取り組みの基本方針とします。

また、村民と将来目標を共有し、村民と協働による村づくりの指針とします。

- 村づくりの基本となる総合的な計画
- 村民と協働による村づくりの指針
- 行財政運営を計画的に進めるための指針
- 国・都などの関係機関や周辺市町村に「村づくりの指針」を示す計画

計画の構成と計画期間



村づくりの目標

1. 村づくりの将来像

村の主役は、村の豊かな自然の中で日々の生活を送る人たちです。

村づくりは、そこで生活する人々が活き活きと仕事をし、そこに暮らす誰もが誇りと将来への希望を持ち、地域社会の一員として住み続けたいと感じるものでなくてはなりません。加えて、将来の村づくりを考えると、村から離れて生活する村出身者や村を訪れ自然環境の豊かさや自然に囲まれた暮らしに興味を持つ檜原ファンを増やす必要があります。

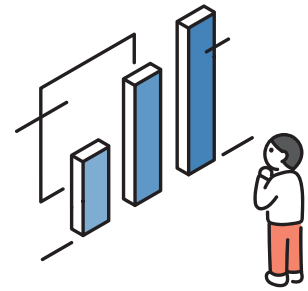
檜原村は、東京都の西端に位置し、島しょ部を除く唯一の村で、分村も合併もしていない全国的にも珍しい村です。先人達は独立と自律の精神で地域文化を伝承しつつ、時代の変化に対応しながら自然とともに暮らす村を大切に守り育てて今日に至ります。

これからも、自然環境を守り村の伝統を継承しながら、村民一人ひとりが主役となり、知恵を出し合い、豊かで安心して暮らせる、個性が光る村づくりを進めます。その結果、村に関心を持つ人が増え、暮らしてみたいと思われる幸せあふれる村づくりを目指します。



将来像

自然に育まれ 活力と幸せあふれる 檜原村



2. 目標人口の設定

村の移住・定住促進の取り組みなどを背景に、出生率は都内平均を上回り年少人口割合も増加傾向に転じています。今後も子育て支援の充実や雇用・住環境の整備による移住・定住促進の活性化や医療・保健・福祉の連携による健康長寿への取り組みにより人口減少を最小限とし、計画目標年次の令和16年の総人口を1,700人と設定します。

実績（住基各1月1日）		目標	
令和2年 2020年	令和6年 2024年	計画前期 令和11年	計画後期 令和16年
2,138	1,986	1,800	1,700



本計画における主要事業

本計画の将来像「自然に生まれ 活力と幸せあふれる 檜原村」の達成に向けては、分野ごとに展開される数多くの施策や取り組みを体系化すると同時に、先導的な役割を果たすと想定される事業の明確化が必要です。

そこで、計画期間に特に重視して取り組みの推進を目指す事業を以下に主要事業として位置づけます。

環境保全

環境保全に関する条例の周知と新たな取り組みに向けた条例の策定を進め、環境負荷の低減と生活環境の保全を推進します。

- ① 環境保全条例、地下水保全条例の周知と遵守
- ② 公害発生防止条例の策定
- ③ 下水道接続率の向上促進
- ④ 下水道整備区域外への浄化槽設置の促進

循環型社会

ごみの減量化や再資源化など 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進や再生可能エネルギーの導入による自然と共生した村を目指します。

- ① ゼロウェイスト宣言の村づくり
- ② 廃棄物減量化と再資源化の推進
- ③ 廃棄物減量等推進審議会との連携とごみの資源化への助成
- ④ 再生可能エネルギー導入計画の推進

保健・福祉、子育て

やすらぎの里が保健・医療・福祉の拠点として利活用しやすくなるよう環境整備を進め、子どもから高齢者まで健康で充実した日々が過ごせる地域の人々に寄り添う施策を推進します。

- ① やすらぎの里の改修整備
- ② こども家庭センター、地域包括ケアシステムの充実
- ③ 地域に根ざした在宅療養・訪問看護の充実
- ④ 少人数教育を活かした一貫校教育の推進
- ⑤ 子育て、教育への経済的な支援体制の充実

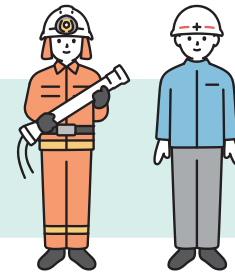


生活基盤整備、防災

公共交通の充実や新しい交通システムの検討を進めることで、交通利便性の向上を目指すとともに、中山間地域の特性に配慮した防災対策を推進します。



- ① 路線バスの利用拡大に向けた運行体系の検討
- ② デマンド方式などの新たな交通体系の検討
- ③ 効率的な除雪作業や除雪対応の体制整備
- ④ 緊急輸送用のヘリポート整備の検討
- ⑤ 地域と連携した避難活動や防災資材や災害備蓄の充実



農林業振興

遊休農地の利活用と有害鳥獣被害対策の推進に加え、付加価値の高い地域ブランド品の開発による農業振興に努めるとともに、スマート林業や木質バイオマスの活用などによる持続可能な農林業の構築を図ります。

- ① 遊休農地等対策委員会による検討
- ② 地域ブランド品の開発・販促への支援
- ③ IoTを活用したスマート林業の導入促進
- ④ 木質バイオマスの活用による残材等の利用促進
- ⑤ 林業従事者の育成と雇用の確保

観光振興

自然環境を活かした憩いと癒しのある、体験と触れ合いの環境整備を進め、観光による地域の活性化と村の魅力づくり向上に努めます。

- ① 払沢の滝エリアの観光拠点化整備
- ② 村内観光資源の周遊型ルートの開拓・整備
- ③ 農業や林業と連携した体験型交流観光やエコツーリズムの充実
- ④ ICTの活用による情報発信の機能強化

移住・定住促進

空き家、未利用地の情報収集と木造高層建築などの新技術による檜原ならではの公共住宅の整備により、移住・定住希望者への宅地や住宅の供給体制の充実や若年層への助成対策の充実に努めます。

- ① 空き家、宅地情報の収集、利活用の検討
- ② 移住・定住希望者への情報提供や補助制度の充実
- ③ 木造高層建築などの最新技術の導入による公共施設・住宅整備の検討

行政運営

開かれた行政運営と村民のための役場づくりを目指して、情報提供の充実や積極的な公聴活動に努めるとともに、デジタル化の導入など時代に対応した行政事務の効率化を図ります。

- ① 村民全体会議の実施等公聴活動の充実
- ② 住民参加型行政運営の促進
- ③ 効率的な行財政運営の推進
- ④ 時代に対応した役場業務と柔軟な組織体制の構築

各種施策の基本方針

各種施策のバランスのとれた推進・運営により将来像の実現に近づきます。そこで、施策展開の基本方針を以下のように定め、分野ごとに施策を推進します。

1. 自然と共生した快適な生活基盤づくり

自然環境の保全や気候温暖化につながるごみ焼却から資源化への『ゼロウェイスト』へ向けた取り組みを検討します。ごみ処理、上・下水道の維持・管理など自然を守り暮らしやすい生活環境づくりを推進するとともに、道路・交通網整備や災害等の対策の充実など快適で安全な生活を送ることができる自然と共生した快適な生活基盤づくりに努めます。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 自然環境の保全と公害防止 | ④ 交通安全・防犯対策の充実 |
| ② 簡易水道・下水道の整備 | ⑤ 消防・防災対応の強化 |
| ③ 道路・交通の充実 | |



2. ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり

誰もが健康で安心して暮らせる条件整備や環境づくりを推進します。医療・保健・福祉の充実を図り、地域の支え合いの仕組みづくりを促進し、ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくりに努めます。

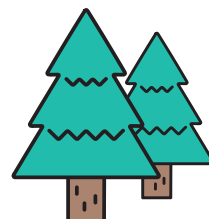
- | | |
|------------|---------------|
| ① 子育て支援の充実 | ④ 地域福祉の促進 |
| ② 高齢者福祉の推進 | ⑤ 保健・健康づくりの推進 |
| ③ 障害者福祉の推進 | ⑥ 地域医療の充実 |



3. 地域で育む個性と活力の産業づくり

地域産業の活性化と振興に取り組み、雇用機会の拡充に努めます。また、地域や広域での連携・交流を図りながら観光振興を図るとともに、企業誘致や起業促進に努め、地域で育む個性と活力の産業づくりに努めます。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 地域特性を活かした農業振興 | ③ 自然を活かした観光振興 |
| ② 林業の活性化 | ④ 商工業の活性化 |





4. 村を担う未来に向けた人づくり

村民が一生を通じて学びができる生涯学習社会を築くため、幼児教育、学校教育、社会教育、社会体育などの教育体制を充実します。幼児教育や学校教育においては村の自然環境を活かした学習や少人数だからできるきめ細かい指導に努め、時代に合せた教育を推進します。加えて、郷土教育や地域の伝統・文化の保全・継承を促進し、村を担う未来に向けた人づくりに努めます。

- ① 家庭教育・幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実

- ③ 社会教育・社会体育の振興
- ④ 文化と伝統の継承



5. 村民主役の参加と協働の村づくり

地域の活動単位であるコミュニティの充実・支援を推進するとともに、良好な住宅環境を整備し定住促進を図ります。また、村民に理解と協力を求めながら効率的・効果的な行財政運営を進め村民主役の参加と協働の村づくりに努めます。

- ① 定住環境の整備・充実
- ② 行政運営の充実

- ③ 健全な財政運営
- ④ 広域行政の充実



施策の体系

1. 自然と共生した快適な生活基盤づくり

- ① 自然環境の保全と公害防止
- ② 簡易水道・下水道の整備
- ③ 道路・交通の充実
- ④ 交通安全・防犯対策の充実
- ⑤ 消防・防災対応の強化

2. ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり

- ① 子育て支援の充実
- ② 高齢者福祉の推進
- ③ 障害者福祉の推進
- ④ 地域福祉の促進
- ⑤ 保健・健康づくりの推進
- ⑥ 地域医療の充実

3. 地域で育む個性と活力の産業づくり

- ① 地域特性を活かした農業振興
- ② 林業の活性化
- ③ 自然を活かした観光振興
- ④ 商工業の活性化

4. 村を担う未来に向けた人づくり

- ① 家庭教育・幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育・社会体育の振興
- ④ 文化と伝統の継承

5. 村民主役の参加と協働の村づくり

- ① 定住環境の整備・充実
- ② 行政運営の充実
- ③ 健全な財政運営
- ④ 広域行政の充実

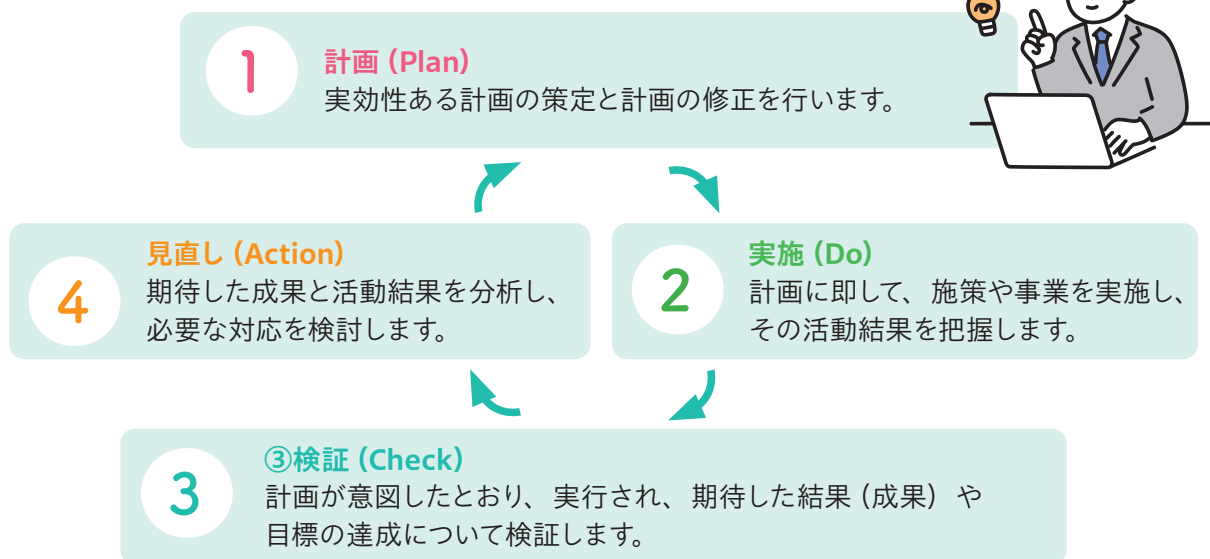


5. 評価・管理のしくみづくり

計画の評価・管理とは、施策の実施状況や目標の実現のために必要な施策に関する情報を把握し、必要に応じて適時見直すことです。

「計画 (Plan)」—「実施 (Do)」—「検証 (Check)」—「見直し (Action)」のしくみを強化し、計画の着実な推進と社会情勢や地域環境との整合性の確保を図ります。

1 評価・管理の手順



2 評価・管理の方針

①事務事業の見直しの徹底

総合計画の進行管理と連動して、計画的な事務事業の見直しに努めます。既存の事務事業について、ハード事業やソフト事業の区別なく、その必要性や効果、加えて、推進主体 (村民、民間、行政) の妥当性なども含めた総合的な検討により、継続や中止などの必要な見直しを行います。

②改善に向けた体制づくりの推進

事務事業の進捗結果を具体的な改善に結びつけるため、組織機構の改革や委員会の設置など、必要な体制づくりを進めます。また、検討経過や改善の状況に関する情報公開や周知に努めます。

③透明性の確保と わかりやすい行政運営

計画段階から情報公開し、透明性の高い開かれた行政運営を目指して、村民や民間の意見を反映しやすい仕組の構築を図ります。また、地区での懇談会や対話集会、ワークショップやパブリックコメントなどの双方向型の交流機会を設定し分かりやすい行政運営に努めます。

④職員の意識改革と能力開発

適切な評価・管理を行うためには、職員の資質向上が不可欠です。そこで、情報公開や事務事業の見直しなどの機会を活用し、職員の意識改革を推進します。また、研修計画を作成し、それに基づいた中長期的な視点での職員の能力開発を図ります。



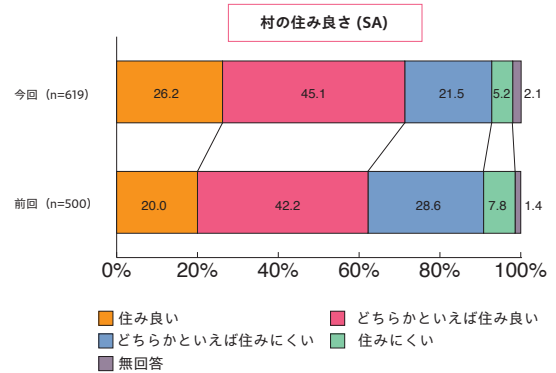
2. 村民の意向

計画策定に向けて、「村民意向アンケート」を実施しました（令和4年（2022年）9月）。



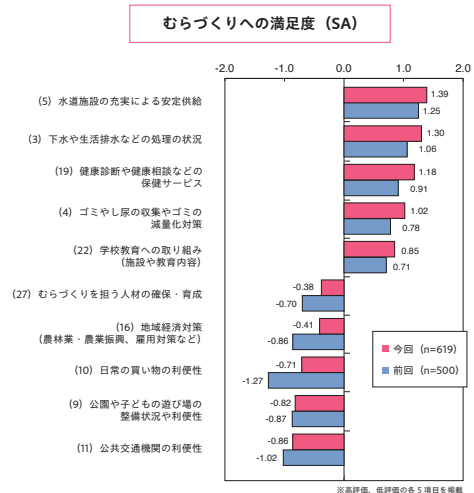
1 村の住みよさ

- 村の住みよさについては、「住み良い」26.2%、「どちらかといえば住み良い」45.1%となり、住みよさへの肯定的意見が7割を超えています。
一方、「どちらかといえば住みにくい」21.5%、「住みにくい」5.2%となり、住みにくいとの否定的意見は約3割となっています。
- 前回との比較では、住みよさへの肯定的意見が増加し、住みにくいとの否定的意見が減少しています。



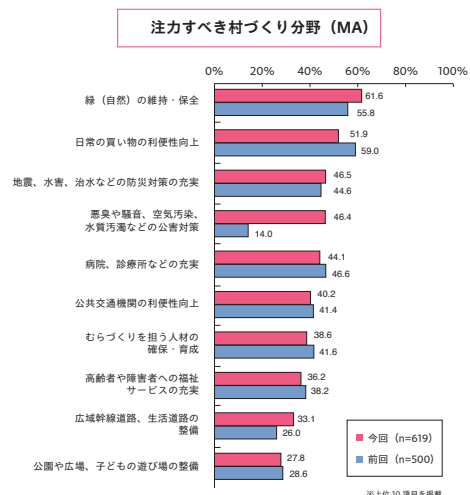
2 村づくりへの満足度

- 村づくりへの満足度は、全28項目中20項目がプラス評価となっています。評価が高いのは、「(5) 水道施設の充実による安定供給」が最も高く、以下、「(3) 下水や生活排水などの処理の状況」、「(19) 健康診断や健康相談などの保健サービス」と続いています。
一方、マイナス評価では、「(11) 公共交通機関の利便性」が最も低く、以下、「(9) 公園や子どもの遊び場の整備状況や利便性」、「(10) 日常の買い物の利便性」と続いています。
- 前回との比較では、全般的に評価が上がっている傾向です。



3 注力すべき村づくり分野

- 注力すべき村づくり分野については、「緑（自然）の維持・保全」61.6%が最も多く、以下、「日常の買い物の利便性向上」51.9%、「地震、水害、治山などの防災対策の充実」46.5%、「悪臭や騒音、空気汚染、水質汚濁などの公害対策」46.4%と続いています。
- 前回と比較しても同様の傾向ですが、「悪臭や騒音、空気汚染、水質汚濁などの公害対策」の増加が目立ちます。





● 檜原村章

檜原の「ひ」の字を図案化したものです。

丸の部分は一体化を表し、上部の三角部分は鳥の羽根を図案化し、過疎化が進む中でも村民が沈むことなく一体となって飛躍することを望む図案となっています。



村の木 「ひのき」



村の花 「やまぶき」



村の鳥 「うぐいす」

● 檜原村憲章

檜原村は、私たちが祖先から受けついで、由緒ある歴史と伝統をもつ村です。豊かな緑の山々と秋川の清流は、私たちに健康な体と清らかな心をおしみなく与えてくれます。

この村をふるさととする私たちは、これを誇りとし、さらに、住みよい生きがいのある村にするため、ここに村民憲章を定めます。

- 一、自然や文化遺産を大切に、いつまでも保存していきましょう。
- 一、健康な体と心をつくり、充実した日々を送りましょう。
- 一、子どものすこやかな成長と老人のやすらぎを願い、豊かで明るい家庭を築きましょう。
- 一、よく働き、たがいに力を合せて、活気と希望にみちた村にしましょう。
- 一、思いやりの心を伸ばし、みんながしあわせにくらせる村にしましょう。

昭和 56 年 4 月 1 日制定



第6次檜原村総合計画

自然に育まれ 活力と幸せあふれる檜原村

発行 令和7年3月
編集 檜原村企画財政課
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1
電話：042-598-1011(代表)